



平成 27 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社サーラコーポレーション
代 表 者 名 取締役社長 神 野 吾 郎
(コード番号 2734 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 総務部総務グループ
マネージャー 武 川 裕 樹
(TEL. 0532-51-1182)

「内部統制システムの基本方針」一部改定のお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 8 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。(改定箇所は、下線で示しております。)

記

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループの役職員が、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範である「サーラコーポレーショングループ企業行動憲章」及び「サーラコーポレーショングループ行動規範」を定めるとともに、当社グループのコンプライアンス推進組織として「コンプライアンス委員会」を設置することでコンプライアンス態勢の確立を図る。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」の浸透・定着を推進する。

・専務取締役を当社グループのコンプライアンス責任者とする。また、当社総務部を当社グループのコンプライアンス担当部署とし、コンプライアンス態勢の確立に関する取組みをグループ横断的に統括する。

・内部監査部門である当社監査部は、総務部と連携のうえ、当社グループのコンプライアンスの状況を監査する。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、上記企業行動憲章及び行動規範に、それらの勢力とは断固として対決する旨、また、それらの勢力とは関係を持たず、不当、不法な要求には一切応じない旨規定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、これらの文書等をいつでも閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・専務取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を当社グループの経営リスクマネジ

メントの統括組織とし、総務部をグループ横断的なリスクマネジメント担当部署とする。

・各セグメント、各社、各部署等に固有のリスクについては、それぞれの委員会・担当部署等において、その分析や対応策の検討を行い、必要に応じて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

・監査部は、総務部と連携のうえ、当社グループのリスク管理の状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・社外取締役の積極的な招聘により、意思決定の妥当性・透明性を高める。

・取締役会は中期経営計画を定め、当社グループの役職員が共有する全グループ的な目標、各セグメントの目標、各部門の目標等を明確化する。

・当社の常勤役員と主要子会社の代表者等による経営会議を毎月1回以上開催し、グループ経営の効率化、意思決定の迅速化、情報の共有化、目標に対する進捗管理等を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・前記①及び③のとおり、コンプライアンス態勢の確立及びリスク管理については、当社グループ全体の課題として推進する。

・後記⑧のとおり、監査役に報告すべき事項については、当社グループの役職員に適用する。

・当社の監査部が当社グループ各社の業務監査、コンプライアンス・リスク管理に関する監査を行う。

・当社グループ各社による業務執行のうち重要なものは、一定の基準に基づき経営会議に付議または報告され、さらに重要なものは、取締役会規則に基づき、当社取締役会に付議または報告される。

・当社監査役と子会社監査役は、定期的な情報交換を通じ、当社グループの方針の徹底を図る。

・当社グループ各社は財務報告の信頼性・適正性を確保するため、各事業拠点における財務報告に関わる内部統制システムの整備、運用状況を定期的に評価し、改善を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・監査役は、監査部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査部所属の職員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得るものとする。

・監査役の職務を補助すべき使用人が、監査役から指示を受けた業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

・当社及び当社グループ各社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において、随時、業務執行状況の報告を行う。

・当社グループの役職員は、当社グループに重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の常勤監査役または自らが所属する会社の監査役に速やかに報告する。

・当社グループは監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁ずる。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

・常勤監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

・監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

以 上